

高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する対話型全国説明会 in 大阪府（大阪市） 開催結果

日 時：2024年12月19日（木） 18:00～20:40

場 所：AP 大阪淀屋橋 4階 L ROOM ほか

参加者数：47名

当日の概要：

- (1) 映像（「地層処分」とは・・・？）
- (2) 地層処分の説明・北海道の状況
 - ・ 桑原 豊（経済産業省資源エネルギー庁 放射性廃棄物対策課 課長補佐）ほか
 - ・ 富森 卓（原子力発電環境整備機構 広報部 専門部長）ほか
- (3) テーブルでのグループ質疑

○資源エネルギー庁・原子力発電環境整備機構（NUMO）から事業説明

- ・ 日本では過去50年以上にわたって原子力発電を利用してきており、それに伴って発生する高レベル放射性廃棄物は、人々の生活環境に影響を与えないよう、地層処分という方法で最終処分する方針。
- ・ 全国の皆さまに地層処分について、関心を持って、理解を深めていただくとともに、最終処分事業の実現に貢献する地域に対して、社会全体で敬意や感謝の気持ちを持っていただけるよう、全国で対話活動に取り組んでいる。
- ・ 原子力発電により発生した使用済燃料は、再処理工場でプルトニウムなどを回収した後、残った放射性廃液をガラスに溶かし込んで「ガラス固化体」にする。既に約27,000本のガラス固化体に相当する高レベル放射性廃棄物が存在している。将来世代に先送りすることなく、原子力を含む電気を多く使ってきた現世代で、この問題の解決に道筋をつけるべく取り組んでいくことが重要。
- ・ 地層処分はガラス固化体を地下深くの安定した岩盤に閉じ込め、地上環境から隔離して処分する方法である。
- ・ 地層処分場として、ガラス固化体を40,000本以上埋設する施設を全国で1か所つくる計画である。
- ・ 放射能が低減するまで数万年以上にわたって人間の生活環境から適切に隔離する必要がある。確実性や環境への影響などの観点から考慮した結果、地下深くに埋設して人間による直接の管理を必要としない地層処分が、国際社会から現時点で、最も安全で実現可能な処分方法とされている。
- ・ 建設を開始しているフィンランド・スウェーデンにおいても、30年以上の歳月をかけ、国民理解・地域理解に弛まぬ努力を重ねている。先行する諸外国は、プロセスの初期段階で10程度の自治体に関心を持ち、調査の過程で候補地が絞られ、最終的に1つの地域が選ばれている。日本もできるだけ多くの地域に関心を持つことが望ましい。

- ・地層処分にあって考慮すべき地質環境の科学的特性について、全国でほぼ同じ精度で作成されている既存のデータをもとに、日本全国を4種類に区分した「科学的特性マップ」を2017年7月に公表した。
- ・処分地選定としては、文献調査、概要調査、精密調査の段階的な調査を行い、最終処分地を選定する。この調査期間中、放射性廃棄物を持ち込むことは一切ない。
- ・文献調査では、地域固有の文献やデータをNUMOが机上で調査し、断層や火山など避けるべき場所の基準などを具体化した「文献調査段階の評価の考え方」に基づいて報告書を取りまとめる。その後、調査結果を都道府県知事と当該市町村長に報告し、地域の皆さま向けの説明会等を実施する。国は、都道府県知事と当該市町村長にご意見を伺い、概要調査を行うか判断する。ご意見に反して、先に進むことはない。
- ・2020年11月に北海道の寿都町と神恵内村、2024年6月に佐賀県玄海町において、文献調査を開始した。北海道の2町村では2021年4月から「対話の場」を開催している。「対話の場」を通じ、逐次情報提供を行い、地域住民の皆さまの間で継続的な対話が行われ、議論を深めていただくことが重要と考えている。「対話の場」では、参加された方々が主体となって、処分事業などについて議論を深めていただくため、また、賛否に偏らない自由な議論ができるよう取り組んでいる。2町村に設置された「対話の場」では、町や村の将来のまちづくりに関する議論も始まっている。
- ・安全に地層処分を行うため、NUMOでは様々なリスク要因を抽出し、対応と安全性の確認を行う。処分地選定プロセスにおける調査により、断層や火山などを避けて場所を選ぶという「立地による対応」、選んだ場所に応じて人工バリアを設計するという「設計による対応」、その対策により、安全性が確保できるかをシミュレーションなどで確認するという「安全性の確認」といった対策を行う。また、地震・津波、輸送中の安全性についても設計による対応、シミュレーションによる安全性確認を行う。また、地層処分の技術開発については、国や日本原子力研究開発機構（JAEA）などの関係機関と連携して、技術開発を実施している。技術的な課題を整理し、最新の技術開発動向を踏まえた安全確保の考え方やその手法を、「包括的技術報告書」として取りまとめ、2023年1月に国際レビューを完了し、NUMOのホームページに掲載している。今後も、より実践的な技術開発に取り組み、技術的信頼性の更なる向上を目指す。
- ・最終処分事業は100年以上の長期にわたるため、地域の発展を支えてこそ、安定的な運営ができる。NUMOは、調査の開始に伴い、地域にコミュニケーションのための拠点を設置し、事業に関する様々なご質問にお答えするとともに、住民の皆さまと共に、地域の発展に向けた議論に貢献していく。
- ・これまで対話活動を進める中で、地層処分事業を「より深く知りたい」との思いから主体的に活動されている地域団体、大学・教育関係者、NPOなどのグループが全国各地に広がりつつある。
- ・地層処分事業についてご不明な点や疑問点や、またもっと詳しい話を聞いてみたいと関心を持っていただける場合には、一般の方でも、自治体の方でも国やNUMOが

らご説明させていただく機会を設けさせていただくとともに、関連施設の見学にご案内するなど、ご関心やニーズに応じて、柔軟に対応させていただく。

○資源エネルギー庁・NUMOから北海道2町村の文献調査報告書などについて説明

- ・ 2024年11月から、北海道内において、寿都町・神恵内村の文献調査報告書に関する、最終処分法に基づく法定プロセス（公告・縦覧、説明会等）を行っている。
- ・ 北海道の状況、2町村の文献調査報告書の内容などについて理解を深めていただくことも重要であり、最終処分事業の実現に向けて、これまで多大な貢献を果たしてきた寿都町・神恵内村に敬意を表し、自分ごととして考えるきっかけとしていただきたい。
- ・ 日本では地層処分の技術的信頼性を得ることを目的に、2001年からJAEAが、岩の種類と地下水の性状が異なる北海道幌延町と岐阜県瑞浪市において、地下深くの地層の研究に取り組んできており、幌延町にある幌延深地層研究センターは、2023年9月から、これまで地下350メートルまでだった坑道を、地下500メートルまで掘り進める掘削を開始している。
- ・ 幌延町では、放射性廃棄物の持ち込みを認めないとする「深地層の研究の推進に関する条例」（2000年5月）が制定され、研究施設を最終処分場にしないとする「幌延町における深地層の研究に関する協定書」（2000年11月）を、当時の北海道知事、幌延町長、核燃料サイクル開発機構（現JAEA）理事長の3者で結んでいる。
- ・ また、北海道では、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」（2000年10月）が制定されており、この中では、現時点では処分方法が十分に確立されておらず、処分方法の試験研究を進める必要があるということと、現在と将来の世代が共有する限りある環境を、将来に引き継ぐ責務を有しており、こうした状況の下では、特定放射性廃棄物の持ち込みは慎重に対処すべきであり、受け入れ難いとの宣言がなされている。
- ・ 2024年8月には、北海道知事より、この条例の趣旨を踏まえ、仮に概要調査に移行しようとする場合には現時点で反対の意見を述べる考えであることや、考えの表明にあたっては、道議会や道民の皆様のご意見も踏まえ、適切に対応したいと考えていること、さらに、道として、最終処分の問題は、国民的な議論が必要な問題であり、文献調査報告書やその説明会を通じて最終処分事業の理解促進がさらに進むことを期待するといったコメントが公表されている。
- ・ 文献調査にご応募いただいた寿都町長は、先送りしてきた最終処分問題を、子供や孫世代に持ち越すことは、大人として恥ずかしいとの思いから一石を投じる、神恵内村長は、原子力政策に50年近く関わってきており、文献調査を進める上で、村民が抱く問題や疑問を払拭し、全村民の理解を目指すという思いをもって、この4年間、住民理解を深めるためにご尽力をいただいた。両町村長にはあらためて、敬意と感謝の意を表したい。
- ・ NUMOは文献調査の実施主体として、地域の方との交流の拠点として交流センタ

一を開設し、スタッフは地域の一員として、地域のイベント行事への参加などを通じて地域の方との交流を深めてきた。また、2町村それぞれの「対話の場」の運営サポートも担ってきた。

- ・ 2町村におけるそれぞれの対話の場においても、地層処分事業の議論の他にも様々なテーマで対話を実施されたが、双方の対話の場においても、賛否様々な声があった。
- ・ 2町村の周辺自治体や商工団体等に対しても「対話の場」の開催結果や地層処分事業に関する最新の情報を継続的に提供してきた。また、周辺自治体だけではなく、広く北海道や日本全国へ向けた広報活動にも取り組んできた。
- ・ 2町村の文献調査については、国の審議会等での議論の結果、6つの項目（活断層や火山など避けるべき基準）に2つの観点（技術的観点・経済社会的観点）を加えた8つの評価項目から調査が行われたが、2町村とも概要調査に進んだ場合に確認する事項はあるものの、概要調査の候補地区を選定することができた。
- ・ 文献調査の報告は法令に基づいて縦覧・説明会を実施する。報告書は道庁や道内の全振興局などで閲覧することができるようにし、説明会は2町村及び道内の全振興局において、全20回開催する。報告書に対するご意見も受け付けており、いただいたご意見の概要とそのご意見に対するNUMOの見解とをまとめて、後日、北海道知事、寿都町長、神恵内村長へお届けする。その後、概要調査へ進むかどうかを、国から知事、両町村長に対して、意見照会を行う流れである。
- ・ 以上、北海道での文献調査の状況を説明してきたが、地層処分事業は北海道の問題ではなく、日本全体で考えるべき課題であり、引き続き全国的な理解醸成のために取り組んでいく。

○グループ質疑

※主なものをテーマ別に記載

<地層処分事業>

- ・ この問題は積極的に国から申し入れをしないと進まないのではないかと。令和5年に示した基本方針では積極的に動くとしているのにその動きが見えない。
(→回答:) 国・NUMO・電力の合同チームを立ち上げて、2023年7月より全国の地方公共団体等を個別に訪問する全国行脚を開始しており、全国の首長と意見交換を行っている。令和5年度には102市町村の首長を訪問した。また、最近では、特に全国広報にも力を入れている。
- ・ 最終処分場が必要なことが分かっているが、なぜ原子力発電を行ったのか。
(→回答:) 原子力発電の利用が始まる1966年より前の1962年から、放射性廃棄物の最終処分方法については様々な検討がなされてきた。氷床処分・海洋投棄・宇宙処分・地層処分が候補として検討されたが、氷床処分と海洋投棄は国際条約で禁止され、宇宙処分は発射時の信頼性やコスト面などから現実的ではないと判断された。こうした検討を経て、日本でも、世界各国と同様

に、地層処分が現時点で最も実現可能な方法であると考えている。

- ・最終処分を実施するにあたって、原子力規制委員会の審査はあるのか。

(→回答:) 現時点では、地層処分に対する規制基準は原子力規制委員会によって整備されていないが、今後、処分地選定の状況に応じ、順次基準が整備されていく予定。事業の実施にかかわる許可、設計および工事方法の認可、閉鎖措置計画の認可など、事業の段階的進展に応じて原子力規制委員会による審査を受けることになる。

- ・処分場を閉鎖するまでどれくらいの期間を要するのか。

(→回答:) 調査に20年、建設には10年程度、操業・閉鎖には50年以上の期間を想定しており、トータルで約100年程度を見込んでいる。

- ・処分場の深さは、なぜ地下300mなのか。浅くないか。

(→回答:) 300mは最終処分法で設定されている最小限の深さであり、諸外国の検討状況などを踏まえて決定された。300m程度の深さであれば、人間の生活環境に影響が及ばず、地中に酸素がほとんどなく、地下水の流れが遅いといった閉じ込めに適した特徴が一般的に認められる。実際には、処分地選定調査において地質を調査した上で、処分に適した深さに処分する。

- ・廃炉に伴う放射性廃棄物は、地層処分の対象なのか。

(→回答:) 廃炉に伴い発生する廃棄物の大部分は、「放射性廃棄物でない廃棄物」や、「放射性物質が少なく、放射性廃棄物として扱う必要のないもの(クリアランス物)」であり、これらは一般の廃棄物として再利用または処分される。廃炉に伴う廃棄物のうちの約2%は低レベル放射性廃棄物として取り扱うこととなる。これらは放射能レベルに応じて、トレンチ処分、ピット処分及び中深度処分の対象となる。

- ・福島第一原子力発電所の事故に伴い発生する放射性廃棄物は地層処分の対象なのか。

(→回答:) 福島第一原子力発電所の事故で発生した燃料デブリは、地層処分の対象ではない。燃料デブリは最近、少量を取り出すことができた段階であり、東京電力と国が連携して廃棄物の処理方法について、その性状の分析を進めた上で検討していく。

<リスクと安全性>

- ・万年単位の安全評価はどのように行っているのか。

(→回答:) 数万年以上長期の安全性は、実験などによって直接確認することはできないため、様々なリスク要因を抽出し、火山活動や活断層の影響を避けて処分地を選び、施設設計を行ったうえで、解析による評価を繰り返し行い確認していく。これは国際的にも共通の考え方であり、様々なケースをシミュレーションして、人や環境への影響を評価する。

- ・オーバーパックは何年バリア機能が続くと考えられているのか。

(→回答:) 埋設後初期のガラス固化体の放射能は極めて高いが、初期の放射能の大部

分を占めるセシウム 137 やストロンチウム 90 などの半減期が短い核種の放射能が大きく減衰することにより、ガラス固化体の放射能は 1000 年間で 99.9%以上減少する。埋設後初期の放射能が高い期間は、地下水とガラス固化体が接触しないようにすることが必要であり、オーバーパックの設計耐用年数としては最低 1000 年を考え、これに安全裕度を確保して設計することとしている。

- ・ 長期に渡り強い放射線を浴び続けた場合、バリアとして機能し続けるのか。
(→回答：) ガラス固化体の放射線による損傷については、15 万年相応のアルファ線影響の加速試験によっても、ガラスからの放射性核種の浸出速度にほとんど変化がなかった。さらに、オーバーパックの素材として想定している炭素鋼に対する放射線の影響について、炭素鋼の脆化は確認できないという結果を得ている。緩衝材に対する照射試験結果からは影響は大きくないといった知見も既に得られている。数万年以上先の人工バリアの性能については、適切なモデルとデータを用いて、日本の地質条件を考慮した解析を実施して確認する。
- ・ 300m より深い地下に埋めて人間の生活環境から隔離すると言うが、動植物への影響は考慮しているのか。
(→回答：) 地層処分の安全性の評価において、個々の生物種への影響を具体化するところまでは行っていない。現時点では、地表の人と生物の生活環境に到達した放射性物質の量を求め、その場の水や農水産物、畜産物を摂取することによる人の被ばく線量を、厳しい条件を設定して評価することを行っている。また、国際機関（国際放射線防護委員会（ICRP））により人以外の生物種に対する放射線防護の体系が新たに付け加えられたことから、今後このような国内外の動向も注視していく。
- ・ 津波はどの程度の高さを想定しているのか。
(→回答：) 津波の最大規模は地域によって異なる。そのため、地上施設の場所に応じて、津波の最大高さを過去の記録やシミュレーションを用いて推測し、地上施設の設置高さや防潮堤などの対策の必要性について検討していく。
- ・ 処分施設閉鎖後は地下坑道が埋め戻されるため津波のリスクは小さいとあるが、埋め戻す前に津波が来たらどうするのか。
(→回答：) 津波の影響を受けにくい高台に施設を建設することや防潮堤を建設するなど、個別地域の状況に応じて安全が確保できるように複数の対策を検討する。
- ・ 放射能を分解できる技術はないのか。
(→回答：) JAEA等の研究機関において放射性廃棄物の減容化と有害度低減を目的に、高レベル放射性廃棄物中に含まれる放射性物質を分離し、放射能の減衰期間が短い他の放射性物質に変換する技術に関する基礎研究が進められている。今後、このような技術が実用化されるかもしれないことも考慮

し、将来世代の選択肢を残すという観点から、処分場を埋め戻して閉鎖するまでは回収可能性を確保することとしている。

- ・閉鎖する際の坑道を埋めるための土は何を使用するのか。
(→回答：) 基本的には掘削時に発生する掘削土を使用するが、より地下水を流れにくくするために掘削土とベントナイトを混ぜて坑道を埋め戻すこととして、現在研究開発が行われている。瑞浪の地下研究所では実際に埋設が行われており、このような知見を活かして埋め戻しについてさらに検討していく。
- ・将来に廃棄体を取り出すという回収可能性と、坑道を埋め戻すことは矛盾しているのではないか。
(→回答：) 将来世代が最良の処分方法を選択できるよう、処分場を埋め戻して閉鎖するまでは回収可能性を担保することとしているが、現時点で国際社会から最も安全で実現可能な処分方法である地層処分を適切に行い、生活環境への影響を与えないようにすることについて矛盾しているとは考えていない。
- ・今までに地震が起きていない所に、新たな断層が生じる可能性があるのではないか。
(→回答：) 調査地点においてボーリング等により詳細な調査を行い、断層の存在や影響の範囲を確認し、これらを回避する。さらに、調査で見つからなかった断層が処分場を直撃し、すべてのガラス固化体が破損して地下水の通り道が地上までできてしまう場合など、発生する可能性が限りなく低いケースを想定したシミュレーションを行い、その結果が地上の人間に及ぼす放射線による影響について、安全基準を満たしているかを検証している。
- ・地下深部の揺れを想定した模擬試験体の実験や、オーバーパックの落下試験などは行われているのか。実験によって解析が行われている方が安心である。
(→回答：) 地震を模擬した小型の振動模型試験は行われている。地震に対するトンネルの安定性については、実物大を想定した解析による評価を行っており、東日本大震災時に計測された地震を地下に与えた際に、トンネルの安定性を損なうような影響はないことを確認している。オーバーパックの落下試験は行っていないが、実物大の模擬ガラス固化体を落下させた実験は過去に行われており、キャニスターの一部は変形するものの、中のガラスが飛び散るようなことにはならなかった。一般に実物大の試験は難しいので、小型の実験結果を解析によって再現できるかを確認したうえで、実物大の評価を行っていく。

<文献調査、対話活動、地域共生>

- ・玄海町の文献調査は、現在どのような状況か。
(→回答：) 2024年6月10日に文献調査が開始されている。現地の交流センターの開設や対話の場の開催については、現在準備を進めている。
- ・地層処分は長期に渡る事業であるので、次世代層の理解を得ることが重要である。次

世代層にはどのように働きかけているのか。

(→回答：) 学校での出前授業や、移動型の地層処分展示車によるイベント出展を全国各地で行うなど、次世代層にも広くこの事業を知ってもらえるよう取り組んでいる。次世代層からの理解を得ることは重要であると考えており、今後も広報活動について工夫していきたい。

・調査地域への交付金は、どのような理由でどのくらい支払われているのか。

(→回答：) 地層処分の実現は、日本の社会全体で必ず解決しなければならない重要な課題である。調査を受け入れていただいた地域に対して感謝の念を示し、社会として適切に利益を還元していく観点から、処分地選定調査の段階から活用いただくことができる制度としている。文献調査時には、単年で最大10億円、期間内で合計20億円が国から交付される。そのうち、調査実施自治体の交付額5割以上であれば、残りは地域の实情に応じて周辺市町村へ配分することができる。

・地域の有効な発展策としてどのようなものが想定されるか。

(→回答：) 地域の特性を考慮しながら、地域の方々と一緒に考えていく。神恵内村では、ウナギ養殖事業の場所を探していた大阪の会社をNUMOが仲介者となって神恵内村にご紹介し、両者の連携協定が結ばれた事例がある。

<北海道2町村の文献調査関係>

・文献調査は、8項目全てを満たさなければ先に進まないのか。

(→回答：) 文献調査では、各項目に対して決定している「避けるべき基準」に照らして、該当することが明らかまたは可能性が高い場所を、概要調査地区の候補から除外する。今回の文献調査において、十分な文献がなく評価できなかった場所は、概要調査に進んだ際に確認する。

・文献調査において避ける場所として、例えば火山からの広域の火山灰の分布や火砕流について調査し、評価しているのか。

(→回答：) 文献調査段階の評価の考え方において、火山活動を対象として避ける場所の要件・基準に火山灰や火砕流を設定はしておらず、これらを直接的に検討対象とした評価は行っていない。ただし、火山噴火による火山灰や火砕流については、操業中の施設の機能に悪影響を与えることから、施設の候補となる場所の選定や設計を実施する段階で必要な調査や対策を検討する。

・寿都町は活断層だらけなのに、避けるべき場所が確認されなかったということはおかしいのではないか。

(→回答：) 「新編日本の活断層（活断層研究会編，1991）」では、活断層の存在の確実度も合わせて示されている。これによれば、寿都町に記載されている活断層は確実度が低い断層と判断されている。一方、寿都町の隣接自治体にある避けるべき活断層等であると考えられる「白炭断層」については、概要

調査へ進んだ場合に特に確認すべき事項と考えており、その旨を文献調査報告書にも記載している。

- ・神恵内村の海岸線は海食崖が続いている。あれは大規模活断層のはずだ。
(→回答：) 調査した文献からは、神恵内村の海食崖と活断層との関係は示されていなかった。
- ・北海道には、「特定放射性廃棄物の持込みは慎重に対処すべきであり受け入れ難いことを宣言する。」とした条例があるが、条例があったとしても処分地を建設することはできるのか。
(→回答：) 北海道に条例があることは承知している。寿都町と神恵内村については、それぞれ自治体から調査を受け入れていただいたことから、文献調査を行った。概要調査以降に進もうとする場合には、処分地選定プロセスに準じて、知事又は町村長の反対があった場合には先に進まないこととしている。
- ・北海道以外で「核抜き条例」が制定されている都府県はあるのか。
(→回答：) 北海道以外で「核抜き条例」が制定されている都府県はない。

<その他>

- ・資料に記載のWeb CMは、どこかで閲覧することはできるのか。
(→回答：) NUMOのホームページで公開している。
- ・北欧で処分地選定が進んでいることと、日本において地層処分ができることとは全く関係のないことだ。北欧は楕状地であることが示されていない。
(→回答：) 海外で処分地選定が進んでいる国においても、調査の初期段階では10程度の自治体に関心を持ち、調査の過程で複数の候補地から徐々に絞り込まれている。日本と北欧とでは地質の古さや安定性は異なるものの、わが国でもプレート運動に伴う悪影響をリスクとして挙げ、調査によってそれらを回避するという立地による対応を適切に行うことにより、地層処分はできると考えている。
- ・韓国も国土が狭いので、日本が処分を引き受けてはどうか。
(→回答：) 国際条約では自国で処分することが原則と謳われており、韓国も自国での処分に向けて取り組んでいる。
- ・海外では順調に進んでいる事例もあるようだが、日本とは進め方が違うのではないか。日本でも、うまくいっている手法を取り入れるべきではないか。
(→回答：) 北欧では、候補地において30年以上にわたり対話を続けた結果、地域へのハイテク産業の集積、インフラ整備、生活の充実などが認知されることとなり、前向きに受け入れられることになった。日本でも海外の事例を参考にしながら進めており、例えば、文献調査段階における対話の場の設置などは、海外の先行事例を取り入れたものである。
- ・今回の話を聞いて、地層処分事業を子供に伝えるべきだと思った。子供向けの教材を作るうえで、参考にさせてもらえる資料等はあるか。

- (→回答：) 若年層への教育は重要と考えており、全国の学校で出前授業をさせていただいている。また、NUMOのホームページには、小学生向け、中学生向けの教材を公開しているため、参考にしていただければと思う。
- 元旦に発生した能登半島地震で被害の大きかった地域が、科学的特性マップでは「地層処分に好ましい」とされる濃い緑色になっている。今回の地震で明らかになった新たな知見を加えるなど、科学的特性マップを定期的に見直す必要があるのではないか。
- (→回答：) 科学的特性マップは、地層処分に関係する科学的特性を、既存の全国データに基づき一定の要件・基準にしたがって客観的に整理し、全国地図の形にしたものであり、候補地を絞り込む性質のものではない。実際に安全に地層処分できるかはマップの記載に関わらず、段階的な処分地選定調査において詳細に調査することとしており、現時点で情報の更新等の見直しをする予定はない。
- 再処理工場が稼働していないのはなぜか。
- (→回答：) 再処理工場については、現在、東日本大震災以降に強化された原子力規制委員会の新規制基準に基づく安全審査への対応を行っており、2026年度中の竣工を目指している。

以上